

## 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料の情報を次のとおり公表します。

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の実績により、賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

### 【田(水稻)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	11,500	21,000	2,100	49	
	上場地域 (横別府・城内)	4,100	7,100	3,000	12	
	辺田地域	0	0	0	0	
佐多地区	上場地域 (馬籠)	4,500	6,000	3,000	2	
	郡・竹之浦地域	5,300	8,000	3,300	33	

### 【畑(普通畑)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	7,700	15,000	3,000	28	
	上場地域 (城内・横別府)	10,000	6,000	3,000	14	
	辺田地域	7,200	7,200	7,200	1	
佐多地区	下場地域 (伊座敷)	7,800	13,000	4,400	31	
	上場地域 (馬籠・川田代・入丸地域)	5,800	6,000	2,000	82	
	郡・竹之浦地域	6,800	6,800	6,800	1	

- 1 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借(有償)における賃借料データを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。
- 2 賃借料を物納支給(米)としている場合は、金額換算をしています。
- 3 耕作される作物(施設園芸・茶等)によっては、賃借料(平均額・最高額)に変動が生じることがあります。
- 4 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 5 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※ 賃貸借の実績のなかった地域は掲載しておりません。